

人権方針

人権方針に対する基本的な考え方

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター（QTEC）は、事業に係る人々のウェルビーイングの向上が最も重要であるとの考えに基づき、財団行動指針および役職員行動規範において、人権を尊重することを明記しています。

QTEC は、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、人権尊重の取り組みを継続的に行います。

人権尊重の取り組み

1. 法令遵守

事業活動を行う国・地域の法令、規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の国内法に矛盾がある場合は、前者を最大限に尊重するように努力します。

2. 適用範囲

本方針は、QTEC のすべての役職員に適用します。また、事業活動における取引先に対しても本方針の理解を促します。

3. 推進体制の明確化

弊財団の人権に係る取り組みは、理事長直轄のサステナビリティ推進室が施策を立案の上、経営会議で討議し、必要に応じて理事会に対して報告又は付議される体制とします。

4. 財団内での対話

財団内での建設的対話を通して、すべての役職員に、取り組みへの理解と協力を促します。

5. 人権デューデリジェンス

事業活動における人権への負の影響を特定し、これを回避・軽減していきます。

また、事業活動が人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合は、救済に取り組みます。

6. ステークホルダーとの対話

事業活動に係るステークホルダーや外部有識者との対話を通じて、取り組みの維持向上を図ります。

2024年4月1日

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター

理事長 山中 毅